

6. 岡山大学医学部規程

平成16年4月1日
岡大医規程第1号

改正 平成16年 7月13日規程第6号
平成17年 3月23日規程第1号
平成18年 2月21日規程第1号
平成19年 2月20日規程第3号
平成20年 2月19日規程第1号
平成21年 3月 5日規程第1号
平成22年 2月16日規程第1号
平成23年 2月22日規程第1号
平成24年 2月21日規程第1号
平成25年 2月19日規程第1号
平成25年 5月21日規程第3号
平成26年 2月18日規程第1号
平成27年 3月10日規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大学則第1号）及び岡山大学学則（平成16年岡大学則第2号。以下「学則」という。）の規定に基づき、岡山大学医学部（以下「本学部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本学部の目的)

第2条 本学部は、医の倫理に徹し、科学的思考法と高度の医学的知識を体得し、社会的信頼を得るに足る臨床医及び医学研究者を養成すること並びに高い臨床能力を持つ医療技術者及び医療技術科学の研究者を養成することを教育目的とし、もって人類の健康と福祉に貢献することを使命とする。

(自己評価等)

第3条 本学部は、本学部に係る点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、岡山大学（以下「本学」という。）の職員以外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

3 自己評価に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究等の状況の公表)

第4条 本学部は、教育内容及び組織運営の状況等について、定期的に公表する。

(組織的研修等)

第5条 本学部は、教員の教育内容及び教育方法の改善を図るため、組織的な研究及び研修を実施するものとする。

(学科及び専攻)

第6条 本学部に次の学科を置く。

医学科

保健学科

2 保健学科に次の専攻を置く。

看護学専攻

放射線技術科学専攻

検査技術科学専攻

(副学部長)

第7条 本学部に副学部長を置く。

2 副学部長に関し必要な事項は、別に定める。

(学科長)

第8条 本学部各学科に学科長を置く。

2 学科長に関し、必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第9条 本学部に、岡山大学医学部教授会（以下「教授会」という。）を置く。

2 教授会に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育課程の編成方法等)

第10条 本学部の教育課程は、教養教育科目及び専門教育科目により編成する。

2 教養教育科目の授業科目名等は、別表第1のとおりとする。

3 専門教育科目の授業科目名等は、医学科にあっては別表第2、保健学科にあっては別表第3のとおりとする。

4 前項の規定にかかわらず、必要あるときは、教授会の議を経て、特別の授業科目を開設することがある。

(履修方法及び上限単位等)

第11条 医学科の学生は、学年の始めの定められた期日までに、その年度に履修しようとする授業科目（専門教育科目の必修科目を除く。）を学部長に届け出て承認を受けなければならない。ただし、後期において開講する授業科目については、後期の始めに追加又は変更を認めることがある。

2 医学科の学生が、学年の中途において開講する授業科目を履修しようとするときは、別に定める期日までに学部長に届け出て承認を受けなければならない。

3 保健学科の学生は、学年の始めの定められた期日までに、その年度に履修しようとする授業科目を学部長に届け出て承認を受けなければならない。ただし、後期において開講する授業科目については、後期の始めに追加又は変更を認めることがある。

第12条 学則第8条第2項の規定に基づき学生が1年間に履修科目として登録できる教養教育科目の単位数の上限は、次のとおりとする。

医学科 39単位

保健学科 30単位

2 前項の規定にかかわらず、グローバル人材育成特別コースの履修を認められた学生が1年間に履修科目として登録できる教養教育科目の単位数の上限は、定めないものとする。

(授業の方法)

第13条 本学部の授業は、講義、演習、実験及び実習により行う。

2 学部長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。

3 学部長は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 学部長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の計算方法)

第14条 医学科の授業科目の単位の計算方法については、次の基準によるものとする。

一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

二 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。

三 実験については、45時間の授業をもって1単位とする。

四 実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

2 保健学科の授業科目の単位の計算方法については、次の基準によるものとする。

一 講義及び演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。

二 実験及び実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

(受験資格)

第15条 学生は、各科目につき所定の期間講義、演習、実験及び実習に出席しなければ、

試験を受けることができない。

(受験の順序)

第16条 医学科の学生は、基礎医学の試験に合格しなければ、臨床医学の最終試験を受けることができない。

(成績評価基準)

第17条 学則第12条の規定に基づき、各授業における授業の方法及び計画並びに成績評価基準については、講義要覧等により学年の始めに公表する。

(単位の認定及び成績の判定)

第18条 単位の認定は、前条に規定する成績評価基準に照らし、試験の成績等により授業担当教員が行う。

2 成績の評価は、岡山大学学則による。

(他学部における授業科目の履修)

第19条 本学の他の学部の授業科目を履修しようとするときは、学部長を経て、当該学部長に願い出て許可を受けなければならない。

2 本学部が教育上有益と認めるときは、前項の規定により履修した授業科目について修得した単位を、卒業の要件となる単位として認定することができる。

(他の大学の授業科目の履修)

第20条 本学部が教育上有益と認めるときは、本学部の学生に他の大学（外国の大学を含む。）の授業科目を当該大学との協議に基づき履修させることができる。

2 前項の履修を希望する学生は、学部長に願い出て許可を受けなければならない。

3 前2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で、本学部における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定することができる。

4 前項の単位の認定は、当該大学の交付する成績証明書等により教授会が行う。

(他の大学以外の教育施設等における学修)

第21条 本学部が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他大学設置基準第29条に基づき文部科学大臣が定める学修を、前条の規定により認定する単位数と合わせて60単位を超えない範囲で、本学部における授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。

2 前項の単位の授与は、当該学修に係る成績証明書等により教授会が行う。

(入学前の既修得単位等の認定)

第22条 本学部が教育上有益と認めるときは、学生が本学部に入学する前に、本学又は他の大学（外国の大学を含む。）若しくは短期大学（外国の短期大学を含む。）で履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学部に入学した後の本学部における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定することができる。

2 本学部が教育上有益と認めるときは、学生が本学部に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学部における授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。

3 前2項の規定により、認定又は授与することのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前2条により本学部において修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 第1項及び第2項の単位の認定又は授与は、当該大学等の交付する成績証明書等により、教授会が行う。

(試験及び履修等に関する規程)

第23条 この規程に定めるもののほか、試験、履修等に関し必要な事項は、別に定める。
(編入学)

第24条 学則第25条の規定により編入学した者の在学すべき期間は、学則第4条に規定する修業年限から第2年次に編入した者にあっては1年、第3年次に編入した者にあっては2年を控除した年数とする。

2 編入学した者の在学期間は、前項の在学すべき期間の2倍の年数を超えることができない。

(転学及び転学部等)

第25条 学則第29条第1項の規定により、保健学科に転学部又は転学科（以下「転学部等」という。）を志願する者がある場合は、選考の上、転学部等を許可することがある。

2 保健学科の学生で、他の専攻に転専攻を志願する者がある場合は、選考の上、転専攻を許可することがある。

3 他の大学又は本学の他の学部に転学又は転学部を希望する者は、学部長に願い出てその許可を得なければならない。

4 新たに入学を志願する者の例によって本学の他の学部又は本学部の他の学科若しくは他の専攻に入学を志願する場合は、在学のままでよい。ただし、学部長の許可書を出願の際願書に添えなければならない。

(在学期間の通算)

第26条 前条の規定により転学部等を許可された者の在学期間の通算の認定は、教授会において行う。

(願による退学)

第27条 学生が疾病その他やむを得ない事情により退学しようとするときは、所定の書式でその旨を学部長を通して学長に願い出て、学長の許可を受けなければならない。

2 学部長は、学生の学業成績が著しく不振であると認める場合は、教授会の議を経て、当該学生に対して退学を勧告することができる。

(卒業の要件)

第28条 卒業の要件は、本学部の医学科にあっては6年以上在学し、別表第1及び別表第2に掲げる授業科目の中から別表第4に定める単位数を、保健学科にあっては4年以上在学し、別表第1及び別表第3に掲げる授業科目の中から別表第4に定める単位数を修得するものとする。

2 第3年次に編入学した者については、別に定める。

(科目等履修生)

第29条 本学の学生以外の者で、本学部の授業科目の履修を志願する者があるときは、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生の取扱いについては、別に定める。

(特別聴講学生)

第30条 他の大学（外国の大学を含む。）の学生で本学部の特別聴講学生を志願する者があるときは、本学部の授業及び研究に支障のない限り、当該大学との協議に基づき、これを許可することができる。

(研究生)

第31条 本学部の授業担当教員の指導を受けて、特定の事項について研究しようとする者があるときは、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生として入学を許可することができる者は、次の各号の一に該当する者でなけれ

ばならない。

- 一 大学卒業者又は医学専門学校卒業者
- 二 授業担当教員が前号と同等以上の学力があると認めた者

第32条 研究生の入学の時期は、毎月1日とする。

2 研究生を志願する者は、所定の願書を授業担当教員を経て学部長に提出しなければならない。

第33条 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、引き続き研究を必要とする者には、本人の願い出により在学期間の延長を許可することがある。

(医学部受託臨床実習生)

第33条の2 他の大学（外国の大学を含む。）の学生で本学部の受託臨床実習生を志願する者があるときは、本学部の授業及び研究に支障のない限り、当該大学等との協議に基づき、これを許可することがある。

(研究費)

第34条 研究生の研究に要する費用は、教室の設備に附帯するもののほか、すべて自費とする。ただし、場合により特に研究材料を支給することがある。

(雑則)

第35条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は教授会の議を経て定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前の入学者については、岡山大学医学部規程等を廃止する規程（平成16年岡大医規程第2号）により廃止された岡山大学医学部規程（平成7年岡山大学医学部規程第1号）の例による。

附 則

この規程は、平成16年7月13日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2及び別表第4の規定にかかわらず、平成16年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第3の規定にかかわらず、平成16年度以前の入学者については、所属専攻の履修指導により、所定の科目を履修しその単位を修得するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1、別表第2及び別表第3の規定にかかわらず、平成17年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成18年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定にかかわらず、平成19年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表第2の授業科目名は、平成19年度以前の入学者についても適用する。ただし、本改正以前に単位を修得した授業科目名については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 改正後の規定にかかわらず、平成20年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表第2の授業科目名は、平成20年度以前の入学者についても適用する。ただし、本改正以前に単位を修得した授業科目名及び卒業要件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定にかかわらず、平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表第2の授業科目名及び単位数は、平成22年度以降の第2学年から第5学年についても適用する。ただし、本改正以前に単位を修得した授業科目名及び卒業要件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定にかかわらず、平成22年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に関わらず、改正後の別表2及び別表4は平成22年度入学生についても適用する。ただし、本改正以前に単位を修得した授業科目名及び卒業要件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定にかかわらず、平成23年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定に関わらず、改正後の別表2及び別表4は平成21年度以降の入学生についても適用する。ただし、本改正以前に単位を修得した授業科目名及び卒業要件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の規定にかかわらず、平成24年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表第2及び別表第4は、平成24年度以前の入学生についても適用する。ただし、本改正以前に単位を修得した授業科目名及び卒業要件については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成25年5月21日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2及び別表第4の規定にかかわらず、この規程施行日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2及び別表第4の規定にかかわらず、この規程施行日の前日に医学部医学科に在学する学生に対する授業科目名及び卒業要件単位数の適用については、別に定めるものとする。

別表第1

〔教養教育科目的授業科目名等〕

科 目 区 分		授 業 科 目	単位数
教 養 教 育 科 目	ガイダンス科目		
	主題科目	現代の課題	
		人間と社会	
		健やかに生きる	
		自然と技術	
	個別科目	人文・社会科学	
		自然科学	
		生命・保健科学	
		情報科学	
	外国語科目	英 語	
			授業科目及び単位については、岡山大学教育開発センターが学年の始めに公示する。

別表第2 省 略

別表第3

[保健学科の専門教育科目の授業科目名等]
看護学専攻

授業科目	単位数	必修選択の別	備考	授業科目	単位数	必修選択の別	備考
(専門基礎科目)				ケア技術のビデオ I	1	必修	
栄養・代謝学	2	必修		ケア技術のビデオ II	1	必修	
形態・機能学 I	2	必修		看護人間関係論	1	必修	
形態・機能学 II	1	必修		看護過程論	1	必修	
形態・機能学演習	2	選択		健康生活援助論 I	1	必修	
感染免疫学	2	必修		健康生活援助論 II	1	必修	
基礎遺伝子学	2	選択		療養生活援助論 I	1	必修	
基礎病態学	2	必修		療養生活援助論 II	1	必修	
臨床薬理学	2	選択		基礎看護学実習 I	1	必修	
保健科学入門	2	必修		基礎看護学実習 II	2	必修	
ヘルスプロモーション入門	2	必修		看護と病態生理 I	1	必修	
教育学入門	2	選択		看護と病態生理 II	1	必修	
発達心理学	2	必修		看護と病態生理 III	1	必修	
臨床心理学	2	選択		看護と病態生理 IV	1	必修	
情報数理科学 I	2	選択		看護と病態生理 V	1	必修	
情報数理科学 II	2	選択		感染看護学	1	必修	
医用物理学	2	選択		看護生理学 I	1	選択	
医用工学入門	2	選択		看護生理学 II	1	選択	
保健統計学	2	必修		成人看護学概論	1	必修	
国際保健システム論	2	選択		成人看護学 I	1	必修	
国際環境・衛生論	2	選択		成人看護学 II	1	必修	
地域保健環境論	2	選択		成人看護学実習 I	3	必修	
保健行政論	2	必修		成人看護学実習 II	3	必修	
社会福祉論	2	必修		老年看護学概論	1	必修	
(専門科目)				老年看護学 I	1	必修	
看護学原論	1	必修		老年看護学 II	1	必修	

授業科目	単位数	必修選択の別	備考	授業科目	単位数	必修選択の別	備考
老年看護学実習	2	必修		公衆衛生看護学実習Ⅱ	4	選択	2単位 選択必修
精神看護学概論	1	必修		統合看護学	1	選択	
精神看護学	1	必修		統合実習	2	必修	
精神看護学実習	2	必修		研究の基礎	1	必修	
母性看護学概論	1	必修		卒業研究	3	必修	
母性看護学Ⅰ	1	必修		チーム医療論	2	選択	
母性看護学Ⅱ	1	必修		カウンセリング	2	選択	
母性看護学実習	2	必修		医療経済学	2	選択	
小児看護学概論	1	必修		災害危機管理論	2	選択	
小児看護学Ⅰ	1	必修		ボランティア実践	2	選択	
小児看護学Ⅱ	1	必修		救命救急医療	2	選択	
小児看護学実習	2	必修		※グローバルスタディズ2医療系	2	必修	
地域看護学概論	1	必修					
家族援助論	1	必修					
生涯支援看護学Ⅰ	1	必修					
生涯支援看護学Ⅱ	1	必修					
健康学習支援論	1	選択					
生涯支援看護学実習	2	必修					
在宅看護学概論	1	必修					
在宅看護学	1	必修					
在宅看護学実習	2	必修					
公衆衛生看護学原論	2	選択					
公衆衛生看護学技術Ⅰ	2	選択					
公衆衛生看護学技術Ⅱ	2	選択					
公衆衛生看護学技術Ⅲ	2	選択					
公衆衛生看護学実習Ⅰ	2	選択					

放射線技術科学専攻

授業科目	単位数	必修選択の別	備考	授業科目	単位数	必修選択の別	備考
(専門基礎科目)				放射線物理学Ⅱ	1	必修	
栄養・代謝学	2	必修		放射線物理学Ⅲ	1	必修	
形態・機能学Ⅰ	2	必修		放射線物理学実験	1	選択	
形態・機能学Ⅱ	1	選択		放射線計測学	1	必修	
形態・機能学演習	2	必修		放射線治療物理学	1	必修	
感染免疫学	2	選択		放射線計測学実験Ⅰ	1	必修	
基礎遺伝子学	2	選択		放射線計測学実験Ⅱ	1	必修	
基礎病態学	2	必修		放射化学Ⅰ	1	必修	
臨床薬理学	2	選択		放射化学Ⅱ	1	必修	
保健科学入門	2	必修		放射化学実験	1	必修	
ヘルスプロモーション入門	2	必修		放射線生物学	1	必修	
教育学入門	2	選択		放射線生物学実験	1	選択	
発達心理学	2	選択		放射線機器工学Ⅰ	1	必修	
臨床心理学	2	選択		放射線機器工学Ⅱ	1	必修	
情報数理科学Ⅰ	2	選択		放射線機器工学Ⅲ	1	必修	
情報数理科学Ⅱ	2	選択		医用画像検査機器工学	1	必修	
医用物理学	2	選択		医用機器安全管理学	2	選択	
医用工学入門	2	選択		放射線機器工学実験	2	必修	
保健統計学	2	選択		医用画像管理機器工学	2	選択	
国際保健システム論	2	選択		基礎電気工学	2	必修	
国際環境・衛生論	2	選択		電気工学実験	1	必修	
地域保健環境論	2	必修		電気電子工学	2	必修	
保健行政論	2	必修		電子工学実験	1	必修	
社会福祉論	2	選択		医用電子工学	2	選択	
(専門科目)				電子制御工学	1	必修	
放射線物理学Ⅰ	1	必修		システム制御工学実験	1	選択	

授業科目	単位数	必修選択の別	備考
医療情報学	1	必修	
医療情報学演習	1	選択	
生体情報科学	2	選択	
生体情報科学演習	1	選択	
医用画像工学	1	必修	
医用画像処理学	1	必修	
医用画像処理学演習	1	必修	
医用画像評価学	2	選択	
医用画像管理学	2	選択	
放射線写真科学	1	必修	
基礎医用画像情報学実験	1	必修	
放射線衛生学	1	必修	
放射線安全管理学	1	必修	
放射線安全管理学実験	1	必修	
医学概論	1	必修	
放射線医学概論	1	必修	
放射線医科学史	1	選択	
画像解剖学	1	必修	
画像医学	2	選択	
診療撮影技術学Ⅰ	1	必修	
診療撮影技術学Ⅱ	1	必修	
診療撮影技術学Ⅲ	1	必修	
診療撮影技術学実習	2	必修	
CT撮影技術学	1	必修	
MR撮影技術学	1	必修	
超音波検査技術学	1	必修	

授業科目	単位数	必修選択の別	備考
診療撮影技術学Ⅳ	1	選択	
放射線治療技術学Ⅰ	1	必修	
放射線治療技術学Ⅱ	1	必修	
放射線腫瘍学	1	選択	
核医学検査技術学Ⅰ	1	必修	
核医学検査技術学Ⅱ	1	必修	
放射性薬品学	1	選択	
臨床実習	8	必修	
臨床医学特別実習	1	必修	
診療撮影技術学特講	2	選択	
放射線治療技術学特講	2	選択	
核医学検査技術学特講	2	選択	
卒業研究	6	必修	
放射線技術科学研究法	2	選択	
チーム医療論	2	選択	
カウンセリング	2	選択	
医療経済学	2	選択	
災害危機管理論	2	選択	
ボランティア実践	2	選択	
救命救急医療	2	選択	
※グローバルスタディーズ2回目	2	必修	

2単位
選択必修
※印はグローバル人材育成枠による履修者のみ

検査技術科学専攻

授業科目	単位数	必修選択の別	備考	授業科目	単位数	必修選択の別	備考
(専門基礎科目)				細胞検査学	1	必修	
栄養・代謝学	2	必修		超微形態学	1	必修	
形態・機能学Ⅰ	2	必修		組織化学検査法	1	選択	
形態・機能学Ⅱ	1	選択		血液検査学	2	必修	
形態・機能学演習	2	必修		血液検査学実習	2	必修	
感染免疫学	2	選択		臨床免疫学	1	必修	
基礎遺伝子学	2	選択		免疫検査学	1	必修	
基礎病態学	2	選択		免疫検査学実習	2	必修	
臨床薬理学	2	選択		輸血検査学	1	必修	
保健科学入門	2	必修		応用免疫学	1	選択	
ヘルスプロモーション入門	2	必修		臨床化学検査学	1	必修	
教育学入門	2	選択		検査自動化論	1	必修	
発達心理学	2	選択		臨床化学検査学実習	2	必修	
臨床心理学	2	選択		高感度計測技術	1	必修	
情報数理科学Ⅰ	2	選択		高感度計測技術実習	1	必修	
情報数理科学Ⅱ	2	選択		検査管理学	1	必修	
医用物理学	2	必修		一般検査学	2	必修	
医用工学入門	2	必修		一般検査学実習	1	必修	
保健統計学	2	選択		臨床医学総論	2	必修	
国際保健システム論	2	選択		臨床病理学	2	必修	
国際環境・衛生論	2	必修		臨床病理学演習	1	必修	
地域保健環境論	2	必修		医療情報管理学	1	必修	
保健行政論	2	必修		動態解析学	1	選択	
社会福祉論	2	選択		生理検査学	2	必修	
(専門科目)				生理検査学実習	1	必修	
病理検査学	2	必修		感覚運動機能検査学	1	必修	
病理検査学実習	2	必修		感覚運動機能検査学実習	1	必修	

授業科目	単位数	必修選択の別	備考	授業科目	単位数	必修選択の別	備考
画像解剖学	1	必修	2単位 選択必修	※グローバルスタディズ2回履修	2	必修	※印はグローバル人材育成特別コース履修者のみ
画像解剖学実習	1	必修					
画像検査学	1	必修					
画像検査学実習	1	必修					
検査機器総論	1	必修					
医用電子工学	1	必修					
医用電子工学実習	1	必修					
医療情報学入門	1	選択					
医動物学	1	必修					
医動物学実習	1	必修					
臨床微生物学	1	必修					
臨床微生物学実習	2	必修					
感染予防学	1	必修					
細胞工学	1	必修					
細胞工学実習	1	必修					
遺伝子検査学	1	必修					
検査素材学	1	必修					
健康食品学	2	選択					
病院実習	6	必修					
卒業研究	6	必修					
検査技術科学研究法	4	選択					
チーム医療論	2	選択					
カウンセリング	2	選択					
医療経済学	2	選択					
災害危機管理論	2	選択					
ボランティア実践	2	選択					
救命救急医療	2	選択					

別表第4

[卒業要件単位数]

学科等		医 学 科		保 健 学 科			
科目区分		地域枠以外	地域枠	看護学専攻	放射線技術科学専攻	検査技術科学専攻	
教養教育科目		4 2 単位		3 5 単位			
専門教育科目	専門基礎科目	8. 8 単位		2 3 単位	2 2 単位		
	専門科目	149. 4 单位	151. 3 单位	6 6 単位	6 7 単位		
	計	158. 2 单位	160. 1 单位	8 9 単位			
合 計		200. 2 单位	202. 1 单位	124 単位			

注) 履修に当たっては、所属学科の指導を受けること。

注) 保健学科においては、グローバルスタディズ2（医療系）は卒業要件単位数に含まれない。